

40周年



修学支援事業基金のご案内

— 寄附にご賛同いただける卒業生、在学生・卒業生の保護者、教職員の皆様へ —

本学では開学40周年を機に、「修学支援事業基金」を開設しました。

皆様からのご寄附は、以下の事業内容に使わせていただくものです。

志の高い学生が、希望する教育を受けられるようにご支援をお願い申し上げます。

事業内容

- 授業料、入学金又は寄宿料の全部若しくは一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
- 学資を貸与又は給付するもの
- 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの
- 学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

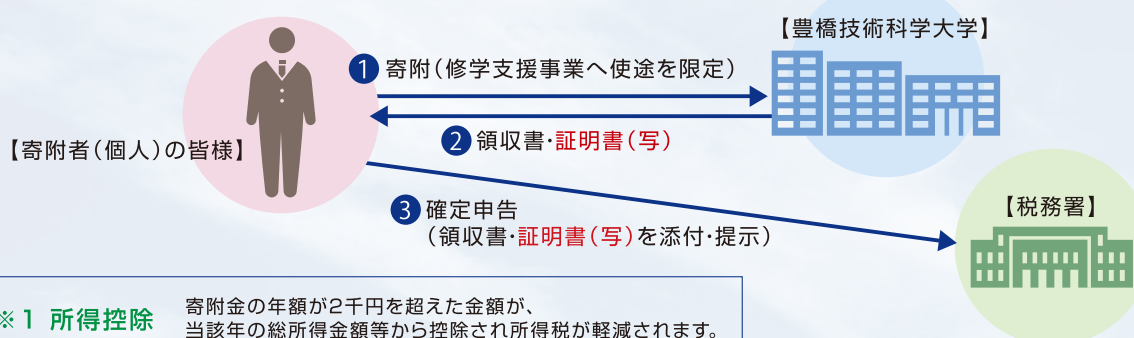
寄附金額

- 寄附金額 一口 2千円（複数口のご寄附をお願いいたします。）

寄附金に対する税法上の優遇措置

- 平成28年の税制改正により、個人からの寄附金については、既存の「**所得控除※1**」に加え、「**税額控除※2**」が導入されました。税額控除は所得控除に比べ、所得金額にかかわらず控除額を計算し所得税額から直接控除するため、ほとんどの場合が**税制面で有利**になります。
- 本基金にご寄附いただく場合は、「ご寄附申込みフォーム」内の、「本寄附金の使途」欄にて「学生の修学支援事業に限定」をご選択ください。

控除手続き及び控除額のイメージ



※1 所得控除

寄附金の年額が2千円を超えた金額が、当該年の総所得金額等から控除され所得税が軽減されます。

寄附金控除額	=	寄附金の額 (上限:総所得金額等の40%)	-2千円
--------	---	--------------------------	------

※2 税額控除

寄附金の年額が2千円を超えた金額の40%が、所得税から直接控除されます。

税額控除額 (上限:所得税額の25%)	=	(寄附金の額 (上限:総所得金額等の40%))	-2千円)×40%
------------------------	---	----------------------------	-----------

■ 減税額の目安(所得金額:500万円の場合)

寄附金額	10,000円	20,000円
所得控除の場合	1,600円	3,600円
税額控除の場合	3,200円	7,200円

どちらが有利な方を選択